

## 損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用償還申請に必要な書類等(自費解体)

- ・これから解体する場合とすでに解体した場合（自費解体）では所定様式が異なりますのでご注意ください。
- ・申請書は郵送では受付いたしません。窓口へ持参し提出をお願いします。

No.	必要な添付書類	取得場所等
<b>1</b>	<b>損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用償還申請書</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書を漏れなく記入してください。</li> <li>※ 解体撤去工事の<b>契約者</b>が申請者となります。</li> </ul>	市の様式
<b>2</b>	<b>申請書提出者の身分証明書〔運転免許証 又は マイナンバーカード 又は パスポート〕</b>	
	<p>《1点で可》 公的機関が発行する顔写真入りの身分証明書 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）のうちいずれか1点</p> <p>《上記がない場合、次の中から2点》 国民健康保険又は健康保険の被保険者証、国民年金手帳、介護保険の被保険者証、その他（国、地方公共団体の機関が発行した書類等）のうちいずれか2点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 申請書の提出を委任する場合は、代理人の身分証明書</li> <li>※ 原本を確認のうえ、写しを取らせていただきます。</li> </ul>	各発行機関
<b>3</b>	<b>り災証明書（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」の判定のものが対象です。</li> <li>※ 原本を確認のうえ、写しを取る。</li> <li>※ り災証明書が発行されていない住家以外については、被災証明書及び被災状況写真</li> </ul>	開設窓口 (市民税課、各支所等)
<b>4</b>	<b>建物登記簿〔登記事項証明書（建物・全部）〕（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法務局の証明印があるものに限り（インターネットからダウンロードしたものは不可）。</li> <li>※ 発行日から6ヶ月以内のもの</li> <li>※ 滅失登記が済んでいる場合は閉鎖登記を添付してください。</li> <li>※ 建物が未登記の場合は、資産証明書のみでも代用可</li> </ul>	法務局
<b>5</b>	<b>資産証明書（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得は、「り災証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体撤去申請に使用する」ことを伝えてください。</li> <li>※ 発行日から6ヶ月以内のもの。</li> </ul>	市の各証明窓口
<b>6</b>	<b>建物配置図</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・解体した建物の配置図を記入してください。</li> <li>※ 敷地内の全家屋等について、方位・配置・形状・寸法を記載</li> </ul>	市の様式
<b>7</b>	<b>解体撤去工事に係る「契約書」（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者と施工業者が締結した契約書を添付する。 (基準日令和6年1月19日までに締結したもの)</li> <li>※ 原本を確認のうえ、写しを取る。</li> </ul>	解体事業者
<b>8</b>	<b>解体撤去工事に係る「領収書」（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者が発行した領収書を添付する。 (申請日までに領収したもの)</li> <li>※ 契約書の金額と同額であることを確認すること。</li> <li>※ 原本を確認のうえ、写しを取る。</li> </ul>	解体事業者
<b>9</b>	<b>損壊家屋等解体撤去工事費用内訳書</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工業者に作成を依頼してください。</li> <li>※ 工事費総額が契約書、領収書の金額と同額であることを確認してください。</li> </ul>	市の様式 解体事業者
<b>10</b>	<b>口座振替依頼書・通帳の写し</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金を振り込むための口座情報を記入してください。また、振込口座の確認のため、通帳の写しを添付してください。</li> <li>※ 償還金は、<b>契約者</b>にお支払いします。</li> <li>※ 契約者が所有者と異なる場合は、所有者から償還金の申請及び受領に係る同意書・印鑑登録証明書の提出が必要です。</li> </ul>	市の様式

※ 裏面もご覧ください。

<b>11</b>	<b>施工前、施工中、施工後の写真</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体した家屋等をそれぞれ2方向以上の撮影で、施工前、施工中、施工後の状況が分かるものを添付</li> <li>※ できるだけ建物全体が入るように、同一方向から撮影してください。</li> </ul>	解体事業者
<b>12</b>	<b>産業廃棄物管理票（マニフェスト A 票）（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体で出たごみ（廃材）が適正に処理されたかどうかを確認するものです。A 票は施工業者から収集運搬業者にごみ引き渡されたことを証明するものであり、施工業者が保管しています。</li> <li>施工業者から写しをもらってください。</li> </ul>	解体事業者
<b>13</b>	<b>取り壊し証明書（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>解体が完了したことを証明するものです。施工業者に発行を依頼してください。</li> </ul>	解体事業者

《場合により必要な書類》

<b>14</b>	<b>委任状</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>代理人が申請書を提出する場合に添付してください。</li> <li>※ 所有者の実印押印・印鑑登録証明書添付</li> <li>※ 代理人は認印使用可</li> </ul>	委任状…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口
<b>15</b>	<b>登記簿上の権利関係者の同意書・印鑑登録証明書（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>共有者、抵当権者など、建物登記簿上の権利関係者がいる場合、全員分を添付してください。</li> <li>申請者（契約者）と所有者が異なる場合も、所有者から償還金の申請及び受領に係る同意を得る必要があります。</li> <li>※ 同意者の実印押印・印鑑証明書添付</li> </ul>	同意書…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口
<b>16</b>	<b>遺産分割協議書 又は 公正証書遺言書（写し）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>未相続の建物を申請する場合に添付してください。</li> <li>※ 無い場合の必要書類については、下記 17 を参照。</li> <li>※ 原本を確認のうえ、写しを取らせていただきます。</li> </ul>	任意様式
<b>17</b>	<b>相続関係図、法定相続人の同意書・印鑑登録証明書、戸籍謄本（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>未相続の建物を申請し、かつ遺産分割協議書又は公正証書遺言書がない場合に添付してください。</li> <li>※ 同意書は、実印押印・印鑑登録証明書添付（法定相続人全員分）</li> <li>※ 戸籍謄本（被相続人：<u>出生から死亡まで</u>の戸籍謄本 相続人：<u>現在</u>の戸籍謄本）</li> <li>※ 戸籍謄本の取得は、「り災証明書」の提示で無料となります（他市町村で取得する場合は除く）。必ず「損壊家屋等の解体撤去申請に使用する」ことを伝えてください（発行日から6ヶ月以内のもの）。</li> </ul>	相続関係図…任意様式 同意書…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口 戸籍謄本…本籍地の市町村
<b>18</b>	<b>土地登記簿〔登記事項証明書（土地・全部）〕（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物登記簿、資産証明書いずれも取得できない場合に添付してください。</li> <li>※ 発行日から6ヶ月以内のもの</li> <li>※ 土地登記名義人が死亡しており、申請者が法定相続人の場合は、上記 17 の書類添付が必要となります。</li> <li>※ 土地登記名義人が申請者又は申請者の被相続人ではない場合、上申書の添付が必要となります。</li> </ul>	土地登記簿…法務局 上申書…任意様式
<b>19</b>	<b>商業登記簿（資本金が分かるもの）及び法人の印鑑証明書（原本）</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人（中小企業）所有の建物の場合に添付してください。</li> <li>代表者が申請する場合は、印鑑証明書を添付してください。</li> <li>※ 発行日から6ヶ月以内のもの</li> </ul>	法務局

※ 個別の状況により、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。

※ 資産証明書、印鑑登録証明書の取得は、「り災証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体廃棄物の運搬・処分費用償還申請に使用する」ことを伝えてください。

※ 証明書は、発行日から6ヶ月以内のものを提出してください。